

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	要介護認定
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第27条第7項
基準規定	要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条;第3条
審査基準	要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令 （要介護認定の審査判定基準等） 第一条 介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第七条第一項の厚生労働省令で定める区分は、次の各号に掲げる区分とし、法第二十七条第五項前段（法第二十八条第四項、第二十九条第二項、第三十条第二項及び第三十一条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する介護認定審査会による審査及び判定は、被保険者が当該区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる状態のいずれに該当するかについて行うものとする。一 要介護一 要介護認定等基準時間が三十二分以上五十分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態（次条第一項第二号に該当する状態を除く。）二 要介護二 要介護認定等基準時間が五十分以上七十分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態三 要介護三 要介護認定等基準時間が七十分以上九十分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態四 要介護四 要介護認定等基準時間が九十分以上百十分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態五 要介護五 要介護認定等基準時間が百十分以上である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態 2 第二号被保険者（法第九条第二号に規定する第二号被保険者をいう。次条第二項において同じ。）の要介護状態の原因である身体上又は精神上の障害が特定疾病（法第七条第三項に規定する特定疾病をいう。次条第二項において同じ。）によって生じたものであるかについての法第二十七条第五項前段に規定する介護認定審査会による審査及び判定は、法第二十七条第三項（法第二十八条第四項、第二十九条第二項、第三十条第二項及び第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の主治の医師（以下この項において「主治医」という。）の意見又は指定する医師若しくは当該職員で医師であるものの診断の結果及び法第二十七条第六項（法第二十八条第四項、第二十九条第二項、第三十条第二項及び第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の審査及び判定に係る被保険者、その家族、主治医その他の関係者の意見等を勘案して行うものとする。（要介護認定等基準時間）第三条 第一条第一項各号及び前条第一項各号の要介護認定等基準時間は、被保険者につき、当該被保険者に対する法第二十七条第二項（法第二十八条第四項、第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項及び第三十二条第二項（法第三十三条第四項、第三十三条の二第二項、第三十三条の三第二項及び第三十四条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の調査の結果から、当該被保険者に対して行われる次に掲げる行為に要する一日当たりの時間として、厚生労働大臣の定める方法により推計される時間とする。一 入浴、排せつ、食事等の介護二 洗濯、掃除等の家事援助等三 徘徊に対する探索、不潔な行為に対する後始末等四 歩行訓練、日常生活訓練等の機能訓練五 輸液の管理、じよく瘡の処置等の診療の補助等
標準処理 期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	要介護認定の更新
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第28条第4項
基準規定	要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条;第3条
審査基準	要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条、第3条 （要介護認定の審査判定基準等） 第一条 介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第七条第一項の厚生労働省令で定める区分は、次の各号に掲げる区分とし、法第二十七条第五項前段（法第二十八条第四項、第二十九条第二項、第三十条第二項及び第三十一条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する介護認定審査会による審査及び判定は、被保険者が当該区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる状態のいずれに該当するかについて行うものとする。 一 要介護一 要介護認定等基準時間が三十二分以上五十分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態（次条第一項第二号に該当する状態を除く。） 二 要介護二 要介護認定等基準時間が五十分以上七十分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態 三 要介護三 要介護認定等基準時間が七十分以上九十分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態 四 要介護四 要介護認定等基準時間が九十分以上百十分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態 五 要介護五 要介護認定等基準時間が百十分以上である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態 2 第二号被保険者（法第九条第二号に規定する第二号被保険者をいう。次条第二項において同じ。）の要介護状態の原因である身体上又は精神上の障害が特定疾病（法第七条第三項に規定する特定疾病をいう。次条第二項において同じ。）によって生じたものであるかについての法第二十七条第五項前段に規定する介護認定審査会による審査及び判定は、法第二十七条第三項（法第二十八条第四項、第二十九条第二項、第三十条第二項及び第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の主治の医師（以下この項において「主治医」という。）の意見又は指定する医師若しくは当該職員で医師であるものの診断の結果及び法第二十七条第六項（法第二十八条第四項、第二十九条第二項、第三十条第二項及び第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の審査及び判定に係る被保険者、その家族、主治医その他の関係者の意見等を勘案して行うものとする。 （要介護認定等基準時間） 第三条 第一条第一項各号及び前条第一項各号の要介護認定等基準時間は、被保険者につき、当該被保険者に対する法第二十七条第二項（法第二十八条第四項、第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項及び第三十二条第二項（法第三十三条第四項、第三十三条の二第二項、第三十三条の三第二項及び第三十四条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の調査の結果から、当該被保険者に対して行われる次に掲げる行為に要する一日当たりの時間として、厚生労働大臣の定める方法により推計される時間とする。 一 入浴、排せつ、食事等の介護 二 洗濯、掃除等の家事援助等 三 徘徊に対する探索、不潔な行為に対する後始末等 四 歩行訓練、日常生活訓練等の機能訓練 五 輸液の管理、じょく瘡の処置等の診療の補助等
標準処理 期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	要介護状態区分の変更の認定
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第29条第2項
基準規定	要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条;第3条
審査基準	要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条、第3条 （要介護認定の審査判定基準等） 第一条 介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第七条第一項の厚生労働省令で定める区分は、次の各号に掲げる区分とし、法第二十七条第五項前段（法第二十八条第四項、第二十九条第二項、第三十条第二項及び第三十一条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する介護認定審査会による審査及び判定は、被保険者が当該区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる状態のいずれに該当するかについて行うものとする。 一 要介護一 要介護認定等基準時間が三十二分以上五十分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態（次条第一項第二号に該当する状態を除く。） 二 要介護二 要介護認定等基準時間が五十分以上七十分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態 三 要介護三 要介護認定等基準時間が七十分以上九十分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態 四 要介護四 要介護認定等基準時間が九十分以上百十分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態 五 要介護五 要介護認定等基準時間が百十分以上である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態 2 第二号被保険者（法第九条第二号に規定する第二号被保険者をいう。次条第二項において同じ。）の要介護状態の原因である身体上又は精神上の障害が特定疾病（法第七条第三項に規定する特定疾病をいう。次条第二項において同じ。）によって生じたものであるかについての法第二十七条第五項前段に規定する介護認定審査会による審査及び判定は、法第二十七条第三項（法第二十八条第四項、第二十九条第二項、第三十条第二項及び第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の主治の医師（以下この項において「主治医」という。）の意見又は指定する医師若しくは当該職員で医師であるものの診断の結果及び法第二十七条第六項（法第二十八条第四項、第二十九条第二項、第三十条第二項及び第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の審査及び判定に係る被保険者、その家族、主治医その他の関係者の意見等を勘案して行うものとする。 （要介護認定等基準時間） 第三条 第一条第一項各号及び前条第一項各号の要介護認定等基準時間は、被保険者につき、当該被保険者に対する法第二十七条第二項（法第二十八条第四項、第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項及び第三十二条第二項（法第三十三条第四項、第三十三条の二第二項、第三十三条の三第二項及び第三十四条第二項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の調査の結果から、当該被保険者に対して行われる次に掲げる行為に要する一日当たりの時間として、厚生労働大臣の定める方法により推計される時間とする。 一 入浴、排せつ、食事等の介護 二 洗濯、掃除等の家事援助等 三 徘徊に対する探索、不潔な行為に対する後始末等 四 歩行訓練、日常生活訓練等の機能訓練 五 輸液の管理、じょく瘡の処置等の診療の補助等
標準処理 期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	要支援認定
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第32条第6項
基準規定	要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第2条;第3条
審査基準	要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第2条、第3条 （要支援認定の審査判定基準等） 第二条 法第七条第二項の厚生労働省令で定める区分は、次の各号に掲げる区分とし、法第三十二条第四項前段（法第三十三条第四項、第三十三条の二第二項、第三十三条の三第二項及び第三十四条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する介護認定審査会による審査及び判定は、被保険者が当該区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる状態のいずれかに該当するかについて行うものとする。 一 要支援一 要介護認定等基準時間が二十五分以上三十二分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態 二 要支援二 要支援状態の継続見込期間（法第七条に規定する期間をいう。）にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減又は悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、要介護認定等基準時間が三十二分以上五十分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態 2 前条第二項の規定は、第二号被保険者の要支援状態の原因である身体上又は精神上的の障害が特定疾病によって生じたものであるかについての法第三十二条第四項前段に規定する介護認定審査会による審査及び判定について準用する。この場合において、前条第二項中「法第二十七条第三項（法第二十八条第四項、第二十九条第二項、第三十条第二項及び第三十一条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第三十二条第二項（法第三十三条第四項、第三十三条の二第二項、第三十三条の三第二項及び第三十四条第二項において準用する場合を含む。）において準用する法第二十七条第三項」と、「法第二十七条第六項（法第二十八条第四項、第二十九条第二項、第三十条第二項及び第三十一条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第三十二条第五項（法第三十三条第四項、第三十三条の二第二項、第三十三条の三第二項及び第三十四条第二項において準用する場合を含む。）において準用する法第二十七条第六項」と読み替えるものとする。 （要介護認定等基準時間）第三条 第一条第一項各号及び前条第一項各号の要介護認定等基準時間は、被保険者につき、当該被保険者に対する法第二十七条第二項（法第二十八条第四項、第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項及び第三十二条第二項（法第三十三条第四項、第三十三条の二第二項、第三十三条の三第二項及び第三十四条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の調査の結果から、当該被保険者に対して行われる次に掲げる行為に要する一日当たりの時間として、厚生労働大臣の定める方法により推計される時間とする。 一 入浴、排せつ、食事等の介護 二 洗濯、掃除等の家事援助等 三 徘徊に対する探索、不潔な行為に対する後始末等 四 歩行訓練、日常生活訓練等の機能訓練 五 輸液の管理、じょく瘡の処置等の診療の補助等
標準処理 期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	要支援認定の更新
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第33条第4項
基準規定	要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第2条;第3条
審査基準	要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第2条、第3条 （要支援認定の審査判定基準等） 第二条 法第七条第二項の厚生労働省令で定める区分は、次の各号に掲げる区分とし、法第三十二条第四項前段（法第三十三条第四項、第三十三条の二第二項、第三十三条の三第二項及び第三十四条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する介護認定審査会による審査及び判定は、被保険者が当該区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる状態のいずれかに該当するかについて行うものとする。 一 要支援一 要介護認定等基準時間が二十五分以上三十二分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態 二 要支援二 要支援状態の継続見込期間（法第七条に規定する期間をいう。）にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減又は悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、要介護認定等基準時間が三十二分以上五十分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態 2 前条第二項の規定は、第二号被保険者の要支援状態の原因である身体上又は精神上的の障害が特定疾病によって生じたものであるかについての法第三十二条第四項前段に規定する介護認定審査会による審査及び判定について準用する。この場合において、前条第二項中「法第二十七条第三項（法第二十八条第四項、第二十九条第二項、第三十条第二項及び第三十一条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第三十二条第二項（法第三十三条第四項、第三十三条の二第二項、第三十三条の三第二項及び第三十四条第二項において準用する場合を含む。）において準用する法第二十七条第三項」と、「法第二十七条第六項（法第二十八条第四項、第二十九条第二項、第三十条第二項及び第三十一条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第三十二条第五項（法第三十三条第四項、第三十三条の二第二項、第三十三条の三第二項及び第三十四条第二項において準用する場合を含む。）において準用する法第二十七条第六項」と読み替えるものとする。 （要介護認定等基準時間） 第三条 第一条第一項各号及び前条第一項各号の要介護認定等基準時間は、被保険者につき、当該被保険者に対する法第二十七条第二項（法第二十八条第四項、第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項及び第三十二条第二項（法第三十三条第四項、第三十三条の二第二項、第三十三条の三第二項及び第三十四条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の調査の結果から、当該被保険者に対して行われる次に掲げる行為に要する一日当たりの時間として、厚生労働大臣の定める方法により推計される時間とする。 一 入浴、排せつ、食事等の介護 二 洗濯、掃除等の家事援助等 三 徘徊に対する探索、不潔な行為に対する後始末等 四 歩行訓練、日常生活訓練等の機能訓練五 輸液の管理、じよく瘡の処置等の診療の補助等
標準処理 期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	要支援状態区分の変更の認定
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第33条の2第2項
基準規定	要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第2条;第3条
審査基準	要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第2条、第3条 （要支援認定の審査判定基準等） 第二条 法第七条第二項の厚生労働省令で定める区分は、次の各号に掲げる区分とし、法第三十二条第四項前段（法第三十三条第四項、第三十三条の二第二項、第三十三条の三第二項及び第三十四条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する介護認定審査会による審査及び判定は、被保険者が当該区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる状態のいずれかに該当するかについて行うものとする。 一 要支援一 要介護認定等基準時間が二十五分以上三十二分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態 二 要支援二 要支援状態の継続見込期間（法第七条に規定する期間をいう。）にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減又は悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、要介護認定等基準時間が三十二分以上五十分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態 2 前条第二項の規定は、第二号被保険者の要支援状態の原因である身体上又は精神上的の障害が特定疾病によって生じたものであるかについての法第三十二条第四項前段に規定する介護認定審査会による審査及び判定について準用する。この場合において、前条第二項中「法第二十七条第三項（法第二十八条第四項、第二十九条第二項、第三十条第二項及び第三十一条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第三十二条第二項（法第三十三条第四項、第三十三条の二第二項、第三十三条の三第二項及び第三十四条第二項において準用する場合を含む。）において準用する法第二十七条第三項」と、「法第二十七条第六項（法第二十八条第四項、第二十九条第二項、第三十条第二項及び第三十一条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第三十二条第五項（法第三十三条第四項、第三十三条の二第二項、第三十三条の三第二項及び第三十四条第二項において準用する場合を含む。）において準用する法第二十七条第六項」と読み替えるものとする。 （要介護認定等基準時間）第三条 第一条第一項各号及び前条第一項各号の要介護認定等基準時間は、被保険者につき、当該被保険者に対する法第二十七条第二項（法第二十八条第四項、第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項及び第三十二条第二項（法第三十三条第四項、第三十三条の二第二項、第三十三条の三第二項及び第三十四条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の調査の結果から、当該被保険者に対して行われる次に掲げる行為に要する一日当たりの時間として、厚生労働大臣の定める方法により推計される時間とする。 一 入浴、排せつ、食事等の介護 二 洗濯、掃除等の家事援助等 三 徘徊に対する探索、不潔な行為に対する後始末等 四 歩行訓練、日常生活訓練等の機能訓練 五 輸液の管理、じょく瘡の処置等の診療の補助等
標準処理 期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	介護予防サービス費等の額の特例
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第60条
基準規定	介護保険法第60条 介護保険法施行規則第97条
審査基準	1 介護保険法第60条 （介護予防サービス費等の額の特例） 第六十条 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認めた居宅要支援被保険者が受ける次の各号に掲げる予防給付について当該各号に定める規定を適用する場合においては、これらの規定中「百分の九十」とあるのは、「百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。 一 介護予防サービス費の支給 第五十三条第二項第一号及び第二号並びに第五十五条第一項、第四項及び第六項 二 特例介護予防サービス費の支給 第五十四条第三項並びに第五十五条第一項、第四項及び第六項 三 地域密着型介護予防サービス費の支給 第五十四条の二第二項第一号及び第二号並びに第五十五条第一項、第四項及び第六項 四 特例地域密着型介護予防サービス費の支給 第五十四条の三第二項並びに第五十五条第一項、第四項及び第六項 五 介護予防福祉用具購入費の支給 第五十六条第三項、第四項及び第七項 六 介護予防住宅改修費の支給 第五十七条第三項、第四項及び第七項 2 介護保険法施行規則第97条 （介護予防サービス費等の額の特例） 第九十七条 法第六十条に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。 一 要支援被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。 二 要支援被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。 三 要支援被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。 四 要支援被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。 2 過去に法第六十条の規定の適用を受けた要支援被保険者について第九十二条並びに第九十五条第一項第二号及び第三号の規定を適用する場合においては、これらの規定中「九十分の百」とあるのは、「法第六十条の規定により市町村が割合を定めたものにあつては当該割合で除して得た額、それ以外のものにあつては九十分の百」とする。
標準処理 期間	90日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	特例介護予防サービス計画費の支給
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第59条第1項
基準規定	介護保険法第59条第1項 介護保険法施行令第29条
審査基準	1 介護保険法第59条第1項 （特例介護予防サービス計画費の支給） 第五十九条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要支援被保険者に対し、特例介護予防サービス計画費を支給する。 一 居宅要支援被保険者が、指定介護予防支援以外の介護予防支援又はこれに相当するサービス（指定介護予防支援の事業に係る第百十五条の二十四第一項の市町村の条例で定める基準及び同項の市町村の条例で定める員数並びに同条第二項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準のうち、市町村の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業者により行われるものに限る。次号及び次項において「基準該当介護予防支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。 二 指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援の確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要支援被保険者が、指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援以外の介護予防支援又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 三 その他政令で定めるとき。 2 介護保険法施行令第29条（特例介護予防サービス計画費を支給する場合） 第二十九条 法第五十九条第一項第三号に規定する政令で定めるときは、居宅要支援被保険者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで指定介護予防支援を受けた場合において、必要があると認めるときとする。
標準処理 期間	90日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	介護予防サービス計画費の支給
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第58条第1項
基準規定	介護保険法第41条第2項;第58条第1項・第7項 介護保険法施行規則第62条
審査基準	1 介護保険法第41条第2項、第58条第1項、第7項 （居宅介護サービス費の支給） 第四十一条2 居宅介護サービス費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。 （介護予防サービス計画費の支給） 第五十八条 市町村は、居宅要支援被保険者が、当該市町村の長が指定する者（以下「指定介護予防支援事業者」という。）から当該指定に係る介護予防支援事業を行う事業所により行われる介護予防支援（以下「指定介護予防支援」という。）を受けたときは、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防支援に要した費用について、介護予防サービス計画費を支給する。 7 第四十一条第二項、第三項、第十項及び第十一項の規定は介護予防サービス計画費の支給について、同条第八項の規定は指定介護予防支援事業者について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。 2 介護保険法施行規則第62条 （居宅介護サービス費の支給が必要と認める場合等） 第六十二条 訪問看護、訪問リハビリテーション又は通所リハビリテーションに係る居宅介護サービス費は、それぞれ第六条、第八条又は第十一条に規定する基準に適合している居宅要介護被保険者（法第四十一条第一項に規定する居宅要介護被保険者をいう。以下同じ。）に係るものと認められるものに限り支給するものとする。2 短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費は、第十三条に規定する居宅要介護被保険者に係るものと認められるものに限り支給するものとする
標準処理 期間	90日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	介護予防住宅改修費の支給
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第57条第1項
基準規定	介護保険法第57条第1項・第2項 介護保険法施行規則第93条
審査基準	1 介護保険法第57条第1項、第2項 （介護予防住宅改修費の支給） 第五十七条 市町村は、居宅要支援被保険者が、住宅改修を行ったときは、当該居宅要支援被保険者に対し、介護予防住宅改修費を支給する。2 介護予防住宅改修費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。 2 介護保険法施行規則第93条 （介護予防住宅改修費の支給が必要と認める場合） 第九十三条 介護予防住宅改修費は、当該住宅改修が当該居宅要支援被保険者が現に居住する住宅について行われたものであり、かつ、当該居宅要支援被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合に限り支給するものとする。
標準処理 期間	60日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	介護予防福祉用具購入費の支給
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第56条第1項
基準規定	介護保険法第56条第1項・第2項 介護保険法施行規則第89条
審査基準	1 介護保険法第56条第1項、第2項 （介護予防福祉用具購入費の支給） 第五十六条 市町村は、居宅要支援被保険者が、特定介護予防福祉用具販売に係る指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る介護予防サービス事業を行う事業所において販売される特定介護予防福祉用具を購入したときは、当該居宅要支援被保険者に対し、介護予防福祉用具購入費を支給する。 2 介護予防福祉用具購入費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする 2 介護保険法施行規則第89条 （介護予防福祉用具購入費の支給が必要と認める場合） 第八十九条 介護予防福祉用具購入費は、当該居宅要支援被保険者の日常生活の自立を助けるために必要と認められる場合に限り支給するものとする。 2 介護予防福祉用具購入費は、当該購入を行った日の属する第九十一条に規定する介護予防福祉用具購入費支給限度額管理期間において当該居宅要支援被保険者が当該購入した特定介護予防福祉用具と同一の種目の特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具（当該購入した特定介護予防福祉用具と用途及び機能が著しく異なるものを除く。）を既に購入しており、かつ、その購入について居宅介護福祉用具購入費又は介護予防福祉用具購入費を支給している場合については、支給しないものとする。ただし、当該既に購入した特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具が破損した場合その他特別の事情がある場合であって、市町村が当該申請に係る介護予防福祉用具購入費の支給が必要と認めるときは、この限りでない。
標準処理 期間	60日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	特例地域密着型介護予防サービス費の支給
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第54条の3第1項
基準規定	介護保険法第54条の3第1項 介護保険法施行令第24条の3
審査基準	1 介護保険法第54条の3第1項 （特例地域密着型介護予防サービス費の支給） 第五十四条の三 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要支援被保険者に対し、特例地域密着型介護予防サービス費を支給する。 一 居宅要支援被保険者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定地域密着型介護予防サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 二 指定地域密着型介護予防サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要支援被保険者が、指定地域密着型介護予防サービス以外の地域密着型介護予防サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 三 その他政令で定めるとき。 2 介護保険法施行令第24条の3 （特例地域密着型介護予防サービス費を支給する場合） 第二十四条の三 法第五十四条の三第一項第三号に規定する政令で定めるときは、次のとおりとする。 一 居宅要支援被保険者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで指定地域密着型介護予防サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 二 法第五十四条の三第一項第二号に規定する居宅要支援被保険者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定地域密着型介護予防サービス以外の地域密着型介護予防サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。
標準処理 期間	90日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	地域密着型介護予防サービス費の支給
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第54条の2第1項
基準規定	介護保険法第54条の2第1項 介護保険法施行規則第85条の2
審査基準	介護保険法第54条の2第1項 1 介護保険法第54条の2第1項 （地域密着型介護予防サービス費の支給） 第五十四条の二 市町村は、居宅要支援被保険者が、当該市町村の長が指定する者（以下「指定地域密着型介護予防サービス事業者」という。）から当該指定に係る地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所により行われる地域密着型介護予防サービス（以下「指定地域密着型介護予防サービス」という。）を受けたとき（当該居宅要支援被保険者が、第五十八条第四項の規定により同条第一項に規定する指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定地域密着型介護予防サービスが当該指定介護予防支援の対象となっていて、その他の厚生労働省令で定めるときに限る。）は、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定地域密着型介護予防サービスに要した費用（食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、地域密着型介護予防サービス費を支給する。ただし、当該居宅要支援被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の地域密着型介護予防サービスを受けたときは、この限りでない。 介護保険法施行規則第85条の2 規定は略
標準処理 期間	90日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	特例介護予防サービス費の支給
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第54条第1項
基準規定	介護保険法第54条第1項 介護保険法施行令第24条
審査基準	1 介護保険法第54条第1項 （特例介護予防サービス費の支給） 第五十四条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要支援被保険者に対し、特例介護予防サービス費を支給する。 一 居宅要支援被保険者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定介護予防サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 二 居宅要支援被保険者が、指定介護予防サービス以外の介護予防サービス又はこれに相当するサービス（指定介護予防サービスの事業に係る第百十五条の四第一項の都道府県の条例で定める基準及び同項の都道府県の条例で定める員数並びに同条第二項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準のうち、都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。次号及び次項において「基準該当介護予防サービス」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。 三 指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要支援被保険者が、指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービス以外の介護予防サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 四 その他政令で定めるとき。 2 介護保険法施行令第24条 （特例介護予防サービス費を支給する場合） 第二十四条 法第五十四条第一項第四号に規定する政令で定めるときは、次のとおりとする。一 居宅要支援被保険者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで指定介護予防サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 二 居宅要支援被保険者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により基準該当介護予防サービス（法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。次号において同じ。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。 三 法第五十四条第一項第三号に規定する居宅要支援被保険者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービス以外の介護予防サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。
標準処理 期間	90日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	介護予防サービス費の支給
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第53条第1項
基準規定	介護保険法第41条第2項;第53条第1項・第7項 介護保険法施行規則第83条の9;第85条
審査基準	介護保険法第41条第2項、第53条第1項、第7項介護保険法施行規則第83条の9、第85条規定は略 1 介護保険法第41条第2項、第53条第1項 （居宅介護サービス費の支給） 第四十一条2 居宅介護サービス費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。 （介護予防サービス費の支給） 第五十三条 市町村は、要支援認定を受けた被保険者のうち居宅において支援を受けるもの（以下「居宅要支援被保険者」という。）が、都道府県知事が指定する者（以下「指定介護予防サービス事業者」という。）から当該指定に係る介護予防サービス事業を行う事業所により行われる介護予防サービス（以下「指定介護予防サービス」という。）を受けたとき（当該居宅要支援被保険者が、第五十八条第四項の規定により同条第一項に規定する指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定介護予防サービスが当該指定介護予防支援の対象となっているときその他の厚生労働省令で定めるときに限る。）は、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防サービスに要した費用（特定介護予防福祉用具の購入に要した費用を除き、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、介護予防サービス費を支給する。ただし、当該居宅要支援被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の介護予防サービスを受けたときは、この限りでない。 2 介護保険法施行規則第85条 （準用） 第八十五条 第六十二条、第六十三条及び第六十五条の規定は、居宅要支援被保険者に係る介護予防サービス費の支給について準用する。この場合において、第六十二条第一項中「第六条、第八条又は第十一条」とあるのは「第二十二條の五、第二十二條の七又は第二十二條の十一」と、第六十二条第二項中「第十三条」とあるのは「第二十二條の十三」と、第六十五条中「第四十一条第八項」とあるのは「第五十三条第七項において準用する法第四十一条第八項」と、「同条第四項第一号又は第二号」とあるのは「法第五十三条第二項第一号又は第二号」と読み替えるものとする。
標準処理 期間	90日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	特例特定入所者介護サービス費の支給
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第51条の4第1項
基準規定	介護保険法第51条の4第1項 介護保険法施行令第22条の5
審査基準	1 介護保険法第51条の4第1項 （特例特定入所者介護サービス費の支給） 第五十一条の四 市町村は、次に掲げる場合には、特定入所者に対し、特例特定入所者介護サービス費を支給する。 一 特定入所者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により特定介護サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 二 その他政令で定めるとき。 2 介護保険法施行令第22条の5 （特例特定入所者介護サービス費を支給する場合） 第二十二條の五 法第五十一条の四第一項第二号の政令で定めるときは、次のとおりとする。 一 特定入所者（法第五十一条の三第一項に規定する特定入所者をいう。以下この条において同じ。）が、基準該当居宅サービス（短期入所生活介護及び短期入所療養介護に係るものに限る。以下この条において同じ。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。 二 指定居宅サービス（短期入所生活介護及び短期入所療養介護に係るものに限る。以下この条において同じ。）及び基準該当居宅サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する特定入所者が、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス（短期入所生活介護及び短期入所療養介護に係るものに限る。第五号において同じ。）又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 三 特定入所者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで特定介護サービス（法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。 四 特定入所者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により基準該当居宅サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 五 第二号に規定する特定入所者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。
標準処理 期間	90日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	特定入所者介護サービス費の支給
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第51条の3第1項
基準規定	介護保険法第51条の3第1項 介護保険法施行規則第83条の5
審査基準	介護保険法第51条の3第1項 介護保険法施行規則第83条の5 規定は略
標準処理 期間	90日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	高額医療合算介護サービス費の支給
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第51条の2第1項
基準規定	介護保険法第51条の2第1項 介護保険法施行令第22条の3
審査基準	介護保険法第51条の2第1項 （高額医療合算介護サービス費の支給） 第五十一条の二 市町村は、要介護被保険者の介護サービス利用者負担額（前条第一項の高額介護サービス費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）及び当該要介護被保険者に係る健康保険法第百十五条第一項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）その他の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）に規定するこれに相当する額として政令で定める額の合計額が、著しく高額であるときは、当該要介護被保険者に対し、高額医療合算介護サービス費を支給する。 介護保険法施行令第22条の3 規定は略
標準処理 期間	90日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	高額介護サービス費の支給
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第51条第1項
基準規定	介護保険法第51条第1項・第2項 介護保険法施行令第22条の2
審査基準	介護保険法第51条第1項、第2項 介護保険法施行令第22条の2 規定は略
標準処理 期間	60日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	居宅介護サービス費等の額の特例
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第50条
基準規定	介護保険法第50条 介護保険法施行規則第83条
審査基準	1 介護保険法第50条 （居宅介護サービス費等の額の特例） 第五十条 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認めた要介護被保険者が受ける次の各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合においては、これらの規定中「百分の九十」とあるのは、「百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。 一 居宅介護サービス費の支給 第四十一条第四項第一号及び第二号並びに第四十三条第一項、第四項及び第六項 二 特例居宅介護サービス費の支給 第四十二条第三項並びに第四十三条第一項、第四項及び第六項 三 地域密着型介護サービス費の支給 第四十二条の二第二項各号並びに第四十三条第一項、第四項及び第六項 四 特例地域密着型介護サービス費の支給 第四十二条の三第二項並びに第四十三条第一項、第四項及び第六項 五 施設介護サービス費の支給 第四十八条第二項 六 特例施設介護サービス費の支給 前条第二項 七 居宅介護福祉用具購入費の支給 第四十四条第三項、第四項及び第七項 八 居宅介護住宅改修費の支給 第四十五条第三項、第四項及び第七項 2 介護保険法施行規則第83条 （居宅介護サービス費等の額の特例） 第八十三条 法第五十条の厚生労働省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。 一 要介護被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。 二 要介護被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。 三 要介護被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。 四 要介護被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。 2 過去に法第五十条の規定の適用を受けた要介護被保険者について第七十三条並びに第七十六条第一項第二号及び第三号の規定を適用する場合においては、これらの規定中「九十分の百」とあるのは、「法第五十条の規定により市町村が割合を定めたものにあつては当該割合で除して得た額、それ以外のものにあつては九十分の百」とする。
標準処理 期間	15日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	特例施設介護サービス費の支給
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第49条第1項
基準規定	介護保険法第49条第1項 介護保険法施行令第22条
審査基準	1 介護保険法第49条第1項 （特例施設介護サービス費の支給） 第四十九条 市町村は、次に掲げる場合には、要介護被保険者に対し、特例施設介護サービス費を支給する。 一 要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定施設サービス等を受けた場合において、必要があると認めるとき。 二 その他政令で定めるとき。 2 介護保険法施行令第22条 （特例施設介護サービス費を支給する場合） 第二十二條 法第四十九條第一項第二号に規定する政令で定めるときは、要介護被保険者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで法第四十八條第一項に規定する指定施設サービス等を受けた場合において、必要があると認めるときとする。
標準処理 期間	90日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	施設介護サービス費の支給
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第48条第1項
基準規定	介護保険法第41条第2項・第7項;第48条第1項 介護保険法施行規則第80条
審査基準	1 介護保険法第41条第2項、第7項第48条第1項 （居宅介護サービス費の支給） 第四十一条 2 居宅介護サービス費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。 （施設介護サービス費の支給） 第四十八条 市町村は、要介護被保険者が、次に掲げる施設サービス（以下「指定施設サービス等」という。）を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定施設サービス等に要した費用（食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、施設介護サービス費を支給する。ただし、当該要介護被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の施設サービスを受けたときは、この限りでない。 一 都道府県知事が指定する介護老人福祉施設（以下「指定介護老人福祉施設」という。）により行われる介護福祉施設サービス（以下「指定介護福祉施設サービス」という。） 二 介護保健施設サービス 7 第四十一条第二項、第三項、第十項及び第十一項の規定は、施設介護サービス費の支給について、同条第八項の規定は、介護保険施設について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。 2 介護保険法施行規則第80条 （施設介護サービス費の支給が必要と認める場合） 第八十条 介護保健施設サービスに係る施設介護サービス費（法第四十八条第一項に規定する施設介護サービス費をいう。以下同じ。）は、第二十条に規定する要介護者に限り支給するものとする。
標準処理 期間	90日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	特例居宅介護サービス計画費の支給
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第47条第1項
基準規定	介護保険法第47条第1項 介護保険法施行令第20条
審査基準	1 介護保険法第47条第1項 （特例居宅介護サービス計画費の支給） 第四十七条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要介護被保険者に対し、特例居宅介護サービス計画費を支給する。 一 居宅要介護被保険者が、指定居宅介護支援以外の居宅介護支援又はこれに相当するサービス（指定居宅介護支援の事業に係る第八十一条第一項の都道府県の条例で定める員数及び同条第二項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準のうち、都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。次号及び次項において「基準該当居宅介護支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。 二 指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援の確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要介護被保険者が、指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援以外の居宅介護支援又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 三 その他政令で定めるとき。 2 介護保険法施行令第20条 （特例居宅介護サービス計画費を支給する場合） 第二十条 法第四十七条第一項第三号に規定する政令で定めるときは、居宅要介護被保険者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで指定居宅介護支援を受けた場合において、必要があると認めるときとする。
標準処理 期間	90日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	居宅介護サービス計画費の支給
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第46条第1項
基準規定	介護保険法第41条;第46条第1項・第7項 介護保険法施行規則第62条
審査基準	1 介護保険法第46条第1項、第7項 （居宅介護サービス計画費の支給） 第四十六条 市町村は、居宅要介護被保険者が、都道府県知事が指定する者（以下「指定居宅介護支援事業者」という。）から当該指定に係る居宅介護支援事業を行う事業所により行われる居宅介護支援（以下「指定居宅介護支援」という。）を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅介護支援に要した費用について、居宅介護サービス計画費を支給する。 7 第四十一条第二項、第三項、第十項及び第十一項の規定は、居宅介護サービス計画費の支給について、同条第八項の規定は、指定居宅介護支援事業者について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。 2 介護保険法施行規則第62条 （居宅介護サービス費の支給が必要と認める場合等） 第六十二条 訪問看護、訪問リハビリテーション又は通所リハビリテーションに係る居宅介護サービス費は、それぞれ第六条、第八条又は第十一条に規定する基準に適合している居宅要介護被保険者（法第四十一条第一項に規定する居宅要介護被保険者をいう。以下同じ。）に係るものと認められるものに限り支給するものとする。 2 短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費は、第十三条に規定する居宅要介護被保険者に係るものと認められるものに限り支給するものとする
標準処理 期間	90日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	居宅介護住宅改修費の支給
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第45条第1項
基準規定	介護保険法第45条第1項・第2項 介護保険法施行令第18条 介護保険法施行規則第74条
審査基準	1 介護保険法第45条第1項、第2項 （居宅介護住宅改修費の支給） 第四十五条 市町村は、居宅要介護被保険者が、手すりの取付けその他の厚生労働大臣が定める種類の住宅の改修（以下「住宅改修」という。）を行ったときは、当該居宅要介護被保険者に対し、居宅介護住宅改修費を支給する。 2 居宅介護住宅改修費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。 2 介護保険法施行令第18条 （居宅介護住宅改修費の支給額の合計額が支給限度額を超過する場合の当該支給額の算定方法） 第十八条 法第四十五条第七項 に規定する政令で定めるところにより算定した額は、現に住宅改修に要した費用の額の百分の九十に相当する額から、当該額を当該住宅改修に係る居宅介護住宅改修費として支給するものとした場合における同条第四項 に規定する総額から同項 に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額を控除して得た額とする。 3 介護保険法施行規則第74条 （居宅介護住宅改修費の支給が必要と認める場合） 第七十四条 居宅介護住宅改修費は、当該住宅改修が当該居宅要介護被保険者が現に居住する住宅について行われたものであり、かつ、当該居宅要介護被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合に限り支給するものとする。
標準処理 期間	60日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	居宅介護福祉用具購入費の支給
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第44条第1項
基準規定	介護保険法第44条第1項・第2項 介護保険法施行令第17条 介護保険法施行規則第70条
審査基準	1 介護保険法第44条第1項、第2項 （居宅介護福祉用具購入費の支給） 第四十四条 市町村は、居宅要介護被保険者が、特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業者から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所において販売される特定福祉用具を購入したときは、当該居宅要介護被保険者に対し、居宅介護福祉用具購入費を支給する。 2 居宅介護福祉用具購入費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。 2 介護保険法施行令第17条 （居宅介護福祉用具購入費の支給額の合計額が支給限度額を超過する場合の当該支給額の算定方法） 第十七条 法第四十四条第七項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、現に法第八条第十三項に規定する特定福祉用具の購入に要した費用の額の百分の九十に相当する額から、当該額を当該特定福祉用具の購入に係る居宅介護福祉用具購入費として支給するものとした場合における同条第四項に規定する総額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額を控除して得た額とする 3 介護保険法施行規則第70条 （居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認める場合） 第七十条 居宅介護福祉用具購入費は、当該居宅要介護被保険者の日常生活の自立を助けるために必要と認められる場合に限り支給するものとする。 2 居宅介護福祉用具購入費は、当該購入を行った日の属する第七十二条に規定する居宅介護福祉用具購入費支給限度額管理期間において、当該居宅要介護被保険者が当該購入した特定福祉用具（法第八条第十三項に規定する特定福祉用具をいう。以下同じ。）と同一の種目の特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具（法第八条の二第十三項に規定する特定介護予防福祉用具をいう。以下同じ。）（当該購入した特定福祉用具と用途及び機能が著しく異なるものを除く。）を既に購入しており、かつ、その購入について居宅介護福祉用具購入費又は介護予防福祉用具購入費が支給されている場合については、支給しないものとする。ただし、当該既に購入した特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具が破損した場合、当該居宅要介護被保険者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合その他特別の事情がある場合であつて、市町村が当該申請に係る居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認めるときは、この限りでない。
標準処理 期間	60日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	特例地域密着型介護サービス費の支給
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第42条の3第1項
基準規定	介護保険法第42条の3第1項 介護保険法施行令第15条の3
審査基準	1 介護保険法第42条の3第1項 （特例地域密着型介護サービス費の支給） 第四十二条の三 市町村は、次に掲げる場合には、要介護被保険者に対し、特例地域密着型介護サービス費を支給する。 一 要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定地域密着型サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 二 指定地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。以下この号において同じ。）の確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する要介護被保険者が、指定地域密着型サービス以外の地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。）又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 三 その他政令で定めるとき。 2 介護保険法施行令第15条の3 （特例地域密着型介護サービス費を支給する場合） 第十五条の三 法第四十二条の三第一項第三号に規定する政令で定めるときは、次のとおりとする。 一 要介護被保険者（法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。）が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者 証を提示しないで指定地域密着型サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 二 法第四十二条の三第一項第二号に規定する要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定地域密着型サービス以外の地域密着型サービス（法第八条第二十一項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。）又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。
標準処理 期間	90日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	地域密着型介護サービス費の支給
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第42条の2第1項
基準規定	介護保険法第42条の2第1項 介護保険法施行規則第65条の3
審査基準	1 介護保険法第42条の2第1項 （地域密着型介護サービス費の支給） 第四十二条の二 市町村は、要介護被保険者が、当該市町村の長が指定する者（以下「指定地域密着型サービス事業者」という。）から当該指定に係る地域密着型サービス事業を行う事業所により行われる地域密着型サービス（以下「指定地域密着型サービス」という。）を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定地域密着型サービスに要した費用（認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、地域密着型介護サービス費を支給する。ただし、当該要介護被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の地域密着型サービスを受けたときは、この限りでない。 2 介護保険法施行規則第65条の3 （日常生活に要する費用） 第六十五条の三 法第四十二条の二第一項及び第二項各号並びに第四十二条の三第二項の厚生労働省令で定める費用は、次の各号に掲げる地域密着型サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。 一 認知症対応型通所介護 次に掲げる費用 イ 食事の提供に要する費用 ロ おむつ代 ハ その他認知症対応型通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの 二 小規模多機能型居宅介護 次に掲げる費用 イ 食事の提供に要する費用 ロ 宿泊に要する費用 ハ おむつ代 ニ その他小規模多機能型居宅介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの 三 認知症対応型共同生活介護 次に掲げる費用 イ 食材料費 ロ 理美容代 ハ おむつ代 ニ その他認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの 四 地域密着型特定施設入居者生活介護 次に掲げる費用 イ おむつ代 ロ その他地域密着型特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの 五 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 次に掲げる費用 イ 食事の提供に要する費用 ロ 居住に要する費用 ハ 理美容代 ニ その他地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの 六 複合型サービス 次に掲げる費用 イ 食事の提供に要する費用 ロ 宿泊に要する費用 ハ おむつ代 ニ その他複合型サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
標準処理 期間	90日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	特例居宅介護サービス費の支給
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第42条第1項
基準規定	介護保険法第42条第1項 介護保険法施行令第15条
審査基準	1 介護保険法第42条第1項 （特例居宅介護サービス費を支給する場合） 第十五条 法第四十二条第一項第四号に規定する政令で定めるときは、次のとおりとする。 一 居宅要介護被保険者（法第四十一条第一項に規定する居宅要介護被保険者をいう。以下同じ。）が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで指定居宅サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 二 居宅要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により基準該当居宅サービス（法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービスをいう。次号、第二十二條の五及び第二十九條の五において同じ。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。 三 法第四十二条第一項第三号に規定する居宅要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 2 介護保険施行令第15条 （特例居宅介護サービス費を支給する場合） 第十五条 法第四十二条第一項第四号に規定する政令で定めるときは、次のとおりとする。 一 居宅要介護被保険者（法第四十一条第一項に規定する居宅要介護被保険者をいう。以下同じ。）が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで指定居宅サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。] 二 居宅要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により基準該当居宅サービス（法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービスをいう。次号、第二十二條の五及び第二十九條の五において同じ。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。 三 法第四十二条第一項第三号に規定する居宅要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。
標準処理 期間	90日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	居宅介護サービス費の支給
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第41条第1項
基準規定	介護保険法第41条第1項・第2項 介護保険法施行規則第62条
審査基準	1 介護保険法第41条第1項、第2項 （居宅介護サービス費の支給） 第四十一条 市町村は、要介護認定を受けた被保険者（以下「要介護被保険者」という。）のうち居宅において介護を受けるもの（以下「居宅要介護被保険者」という。）が、都道府県知事が指定する者（以下「指定居宅サービス事業者」という。）から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所により行われる居宅サービス（以下「指定居宅サービス」という。）を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅サービスに要した費用（特定福祉用具の購入に要した費用を除き、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、居宅介護サービス費を支給する。ただし、当該居宅要介護被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の居宅サービスを受けたときは、この限りでない。 2 居宅介護サービス費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。 2 介護保険法施行規則第61条、第62条 （日常生活に要する費用） 第六十一条 法第四十一条第一項並びに第四項第一号及び第二号並びに第四十二条第二項の厚生労働省令で定める費用は、次の各号に掲げる居宅サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。 一 通所介護及び通所リハビリテーション 次に掲げる費用 イ 食事の提供に要する費用 ロ おむつ代 ハ その他通所介護又は通所リハビリテーションにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの 二 短期入所生活介護及び短期入所療養介護 次に掲げる費用 イ 食事の提供に要する費用 ロ 滞在に要する費用 ハ 理美容代 ニ その他短期入所生活介護又は短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの 三 特定施設入居者生活介護 次に掲げる費用 イ おむつ代 ロ その他特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの （居宅介護サービス費の支給が必要と認める場合等） 第六十二条 訪問看護、訪問リハビリテーション又は通所リハビリテーションに係る居宅介護サービス費は、それぞれ第六条、第八条又は第十一条に規定する基準に適合している居宅要介護被保険者（法第四十一条第一項に規定する居宅要介護被保険者をいう。以下同じ。）に係るものと認められるものに限り支給するものとする。 2 短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費は、第十三条に規定する居宅要介護被保険者に係るものと認められるものに限り支給するものとする。
標準処理 期間	90日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	介護保険サービスの種類の指定変更
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第37条第2項
基準規定	介護保険法第37条第4項
審査基準	介護保険法第37条第4項 （介護給付等対象サービスの種類の指定） 第37条第4項 市町村は、第二項の申請があった場合において、厚生労働省令で定めるところにより、認定審査会の意見を聴き、必要があると認めるときは、当該指定に係る居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類の変更をすることができる。 5 市町村は、前項の規定により第二項の申請に係る被保険者について第一項前段の規定による指定に係る居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類を変更したときは、その結果を当該被保険者に通知するとともに、当該被保険者の被保険者証に変更後の居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類を記載し、これを返付するものとする。
標準処理 期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	住所移転後の要介護認定及び要支援認定
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第36条
基準規定	介護保険法第36条
審査基準	介護保険法第36条 （住所移転後の要介護認定及び要支援認定） 第三十六条 市町村は、他の市町村による要介護認定又は要支援認定を受けている者が当該市町村の行う介護保険の被保険者となった場合において、当該被保険者が、その資格を取得した日から十四日以内に、当該他の市町村から交付された当該要介護認定又は要支援認定に係る事項を証明する書面を添えて、要介護認定又は要支援認定の申請をしたときは、第二十七条第四項及び第七項前段又は第三十二条第三項及び第六項前段の規定にかかわらず、認定審査会の審査及び判定を経ることなく、当該書面に記載されている事項に即して、要介護認定又は要支援認定をすることができる。
標準処理 期間	7 日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	入居の許可
処分権者	指定管理者
根拠規定	周南市軽費老人ホーム条例第5条;第6条
基準規定	周南市軽費老人ホーム条例第5条;第6条
審査基準	周南市軽費老人ホーム条例第5条、第6条 （入居資格） 第5条 きずな苑に入居することのできる者は、次に掲げる要件を備えている者でなければならない。ただし、指定管理者において特別の事情があると認める者については、この限りでない。 （1） 60歳以上の者であること。ただし、夫婦で入居しようとする場合は、そのうち1人が60歳以上であること。 （2） 心身ともに健康で、独立して日常生活ができる者であること。 （3） 利用者負担金その他の必要な費用を負担できる者であること。 （4） 所得が国の定めた所得基準を上回らない者であること。 （入居の許可） 第6条 きずな苑に入居を希望する者は、指定管理者に申請して、その許可を受けなければならない。 2 次の各号のいずれかに該当する者は、入居を許可しない。 （1） 感染症にり患し、他人に感染するおそれがあると認められる者 （2） その他共同生活をするのに不適當と認められる者
標準処理 期間	14日（総合支所又は支所を経由した場合は別に1日を要する。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	被保険者証の交付
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第12条第3項
基準規定	介護保険法第12条 介護保険法施行規則第26条
審査基準	1 介護保険法第12条 （届出等） 第十二条 第一号被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を市町村に届け出なければならない。ただし、第十条第四号に該当するに至ったことにより被保険者の資格を取得した場合（厚生労働省令で定める場合を除く。）については、この限りでない。 2 第一号被保険者の属する世帯の世帯主は、その世帯に属する第一号被保険者に代わって、当該第一号被保険者に係る前項の規定による届出をすることができる。 3 被保険者は、市町村に対し、当該被保険者に係る被保険者証の交付を求めることができる。 2 介護保険施行規則第26条 （被保険者証の交付） 第二十六条 市町村は、第一号被保険者並びに第二号被保険者（法第九条第二号に規定する被保険者をいう。以下同じ。）のうち法第二十七条第一項又は第三十二条第一項の規定による申請を行ったもの及び法第十二条第三項の規定に基づき被保険者証の交付を求めたものに対し、様式第一号による被保険者証を交付しなければならない。 2 第二号被保険者は、前項の規定により被保険者証の交付を受けようとするときは、氏名、性別、生年月日及び住所を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。この場合において、当該第二号被保険者は、医療保険各法による被保険者証（日雇特例被保険者手帳（健康保険印紙をはり付けるべき余白があるものに限る。）及び被扶養者証を含む。）、組合員証又は加入者証（以下「医療保険被保険者証等」という。）を提示するものとする。
標準処理 期間	7 日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	長寿祝金、弔慰金の支給
処分権者	市長
根拠規定	周南市長寿祝金条例第2条；第6条
基準規定	周南市長寿祝金条例第2条；第6条
審査基準	周南市長寿祝金条例第2条、第6条 （受給資格） 第2条 祝金の支給を受けることができる者は、毎年9月1日（以下「基準日」という。）現在、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により本市の住民基本台帳に記録されている者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。 （1） 基準日の属する年（以下「基準年」という。）中に88歳になる者 （2） 基準年中に99歳以上になる者 （弔慰金の支給） 第6条 祝金の支給決定を受けた者が死亡した場合において、その者に対する祝金が未支給であるときは、その者の遺族（その者の配偶者及びその者の相続人のうち市長が認めた者）に祝金相当額を弔慰金として支給する。 2 前項の遺族が2人以上あるときは、その代表者に対し弔慰金を支給する。
標準処理 期間	7日（総合支所又は支所を経由した場合は別に1日を要する。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	利用料金の減額又は免除
処分権者	指定管理者
根拠規定	周南市鹿野高齢者生産活動センター設置条例第4条;第6条
基準規定	周南市鹿野高齢者生産活動センター設置条例第4条;第6条 周南市鹿野高齢者生産活動センター設置条例施行規則第4条
審査基準	1 周南市鹿野高齢者生産活動センター設置条例施行規則第4条、第6条 （利用料金の減額又は免除） 第4条 条例第6条第4項の規定による利用料金の減額の基準は、次の各号に掲げる場合で当該各号に定めるとおりとする。 （1）市以外の官公庁が利用するとき。 50パーセント減額 （2）市が後援するとき（入場料その他これに類する料金を徴収する場合を除く。）。 30パーセント減額 （3）その他市長が特に必要と認めるとき。 市長が定める割合の減額 2 条例第6条第4項の規定による利用料金の免除の基準は、次のとおりとする。 （1）市が主催又は共催するとき。 （2）高齢者センターの設置目的にそって、市内の高齢者により組織された団体又は公共的団体が利用するとき（収益を伴う場合を除く。）。 （3）高齢者センターの指定管理者が行政目的で利用するとき。 （4）市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び社会福祉施設の幼児、児童、生徒及び学生により組織された団体が、教育目的で利用するとき。 （5）その他市長が特に必要と認めるとき。 3 利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、第2条に規定する周南市鹿野高齢者生産活動センター利用許可申請書にその旨を記入し、関係書類を添えて指定管理者に提出しなければならない。 （利用料金） 第6条 前条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用料金を指定管理者に納めなければならない。 2 利用料金は、別表に定める額を上限として、指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について市長の承認を受けなければならない。 3 利用料金は、指定管理者の収入とする。 4 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けた基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。 2 周南市鹿野高齢者生産活動センター設置条例施行規則第4条 （利用料金の減額又は免除） 第4条 条例第6条第4項の規定による利用料金の減額の基準は、次の各号に掲げる場合で当該各号に定めるとおりとする。 （1）市以外の官公庁が利用するとき。 50パーセント減額 （2）市が後援するとき（入場料その他これに類する料金を徴収する場合を除く。）。 30パーセント減額 （3）その他市長が特に必要と認めるとき。 市長が定める割合の減額
標準処理 期間	7日（総合支所又は支所を経由した場合は別に1日を要する。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	利用の許可
処分権者	指定管理者
根拠規定	周南市鹿野高齢者生産活動センター設置条例第4条;第55条
基準規定	周南市鹿野高齢者生産活動センター設置条例第4条;第5条
審査基準	周南市鹿野高齢者生産活動センター設置条例第4条、第5条 （事業） 第4条 高齢者センターにおける事業は、主として、次の各号に該当するものでなければならない。 （1） 農林産物の加工及び販売に関すること。 （2） 食品の加工及び販売に関すること。 （3） 特産物の加工及び販売に関すること。 （4） その他第1条の目的を達成する事業で特に市長が認めるもの （利用の許可） 第5条 高齢者センターを利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。
標準処理 期間	7日（総合支所又は支所を経由した場合は別に1日を要する。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	使用料の減額又は免除、徴収の延期、還付
処分権者	指定管理者、市長
根拠規定	周南市介護予防施設条例第10条
基準規定	周南市介護予防施設条例第10条 周南市介護予防施設条例施行規則第9条
審査基準	1 周南市介護予防施設条例第10条 （使用料） 第10条 専用使用の許可を受けた者は、別表第1及び別表第2に定める使用料の合計金額を納付しなければならない。この場合において、使用料の合計金額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 2 市長は、公益上特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、若しくは免除し、又はその徴収を延期することができる。 3 納入された使用料は、還付しない。ただし、特別な理由があると認めたときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。 2 周南市介護予防施設条例施行規則第9条 （使用料の減額又は免除） 第9条 条例第10条第2項の規定による使用料の減額の基準は、次の各号に掲げる場合で当該各号に定めるとおりとする。ただし、第3号を除き、冷暖房使用料は、減額しない。 （1）市以外の官公庁が使用するとき。 50パーセント減額 （2）市が後援するとき（入場料その他これに類する料金を徴収する場合を除く。）。 30パーセント減額 （3）その他市長が特に必要と認めるとき。 市長が定める割合の減額 2 条例第10条第2項の規定による使用料の免除の基準は、次のとおりとする。ただし、第1号及び第4号を除き、冷暖房使用料は、免除しない。 （1）市が主催又は共催するとき。 （2）介護予防施設の設置目的にそって、市内の公共的団体が使用するとき。 （3）市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び社会福祉施設の幼児、児童、生徒及び学生により組織された団体が、教育目的で使用するとき。 （4）その他市長が特に必要と認めるとき。 3 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、第2条に規定する使用許可申請書にその旨を記入し、関係書類を添えて市長に提出しなければならない。
標準処理 期間	7日（総合支所又は支所を経由した場合は別に1日を要する。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	使用の許可
処分権者	指定管理者、市長
根拠規定	周南市介護予防施設条例第7条;第8条
基準規定	周南市介護予防施設条例第7条;第8条
審査基準	周南市介護予防施設条例第7条 第8条 （専用使用の許可） 第7条 介護予防施設を専用使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 市長は、前項の許可に施設の管理上必要な条件を付し、又は必要な指示をすることができる。 （許可の制限） 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。 （1） 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 （2） 建物及び附属設備の管理上支障のあるとき。 （3） 前2号に規定するもののほか、介護予防施設を使用させることが適当でないとき。
標準処理 期間	7日（総合支所又は支所を経由した場合は別に1日を要する。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	使用の許可
処分権者	指定管理者
根拠規定	周南市新南陽老人福祉センター条例第9条;第10条;第11条
基準規定	周南市新南陽老人福祉センター条例第9条;第10条;第11条
審査基準	周南市新南陽老人福祉センター条例第9条、第10条、第11条 （使用者） 第9条 老人福祉センターを使用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 （1） 市内に居住するおおむね60歳以上の者 （2） その他指定管理者が必要と認めた者 （使用の許可） 第10条 老人福祉センターを使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可事項の変更をしようとするときも、同様とする。 （使用の許可の制限） 第11条 指定管理者は、老人福祉センターを使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可してはならない。 （1） 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 （2） 建物又は附属設備をき損するおそれがあるとき。 （3） 前2号に掲げるほか、老人福祉センターの管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。
標準処理 期間	7日（総合支所又は支所を経由した場合は別に1日を要する。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	利用料金の減額又は免除
処分権者	指定管理者
根拠規定	周南市老人デイサービスセンター条例第10条
基準規定	周南市老人デイサービスセンター条例第10条 周南市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱第2条;第3条
審査基準	1 周南市老人デイサービスセンター条例第10条 （使用料の額等） 第10条 センターの使用料は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1） 第4条第1項第2号に規定する地域密着型通所介護 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）に定めるところにより算定した額 （2） 第4条第1項第2号に規定する第1号通所事業 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）に基づき、市長が定める基準により算定した額 （3） 第4条第1項第3号に規定する事業 1,000円を超えない範囲内において市長が定める額 （4） 地域密着型通所介護等及び第4条第1項第3号に規定する事業に係る食費810円の範囲内において市長が定める額 2 市長は、公益上特に必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 第2条 軽減の対象となる費用は、県知事に社会福祉法人等による利用者負担軽減の申出をした社会福祉法人等で、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護に係る利用者負担額並びに食費、居住費（滞在費）及び宿泊費に係る利用者負担額とする。
標準処理 期間	7日（総合支所又は支所を経由した場合は別に1日を要する。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	利用料金の減額又は免除
処分権者	指定管理者
根拠規定	周南市石船温泉憩の家条例第12条
基準規定	周南市石船温泉憩の家条例第12条
審査基準	周南市石船温泉憩の家条例第12条 （利用料金の減免） 第12条 指定管理者は、公益上特に必要があると認められるときは、市長の承認を得て利用料を減額し、又は免除することができる。
標準処理 期間	7日（総合支所又は支所を経由した場合は別に1日を要する。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	利用の許可
処分権者	指定管理者
根拠規定	周南市石船温泉憩の家条例第7条；第8条
基準規定	周南市石船温泉憩の家条例第7条；第8条
審査基準	周南市石船温泉憩の家条例第7条、第8条 （利用等の許可） 第7条 憩の家を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。 （利用の制限） 第8条 指定管理者は、憩の家を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可してはならない。 （1） 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 （2） 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となる物品又は動物を携帯するとき。 （3） 建物又は附属設備をき損するおそれがあるとき。 （4） 前3号に掲げるほか、憩いの家の管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。
標準処理 期間	7日（総合支所又は支所を経由した場合は別に1日を要する。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	使用の許可
処分権者	指定管理者（西部老人憩の家、久米老人憩の家）、市長（和田老人憩の家、和田老人作業所）
根拠規定	周南市老人憩の家及び老人作業所条例第4条；第5条；第9条
基準規定	周南市老人憩の家及び老人作業所条例第4条；第5条；第9条
審査基準	周南市老人憩の家及び老人作業所条例第4条、第5条、第9条 （使用者の範囲） 第4条 憩の家等を使用することができる者は、市内に居住する年齢60歳以上の者とする。ただし、指定管理者が特に必要と認める者については、この限りでない。 （使用の許可） 第5条 憩の家等の施設又は器具（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。 2 指定管理者は、前項の許可について管理上必要な条件を付すことができる。 （目的外使用等の禁止） 第9条 使用者は、憩の家等の許可を受けた目的以外に使用し、転貸し、又は使用の権利を他人に譲渡してはならない。
標準処理 期間	7日（総合支所又は支所を経由した場合は別に1日を要する。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	利用料金の減額又は免除
処分権者	指定管理者
根拠規定	周南市老人休養ホーム条例第8条第5項；別表第1；別表第2
基準規定	周南市老人休養ホーム条例第8条第5項；別表第1；別表第2
審査基準	周南市老人休養ホーム条例第8条第5項、別表第1、別表第2 （利用料金） 第8条5 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けた基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。 別表第1及び別表第2は略
標準処理 期間	7日（総合支所又は支所を経由した場合は別に1日を要する。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	利用の許可、利用の取消し又は変更
処分権者	指定管理者
根拠規定	周南市老人休養ホーム条例第7条;第9条
基準規定	周南市老人休養ホーム条例第9条
審査基準	周南市老人休養ホーム条例第9条 （利用許可の取消し等） 第9条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、若しくは停止し、又は利用許可条件を変更することができる。この場合において、利用者が損害を受けることがあっても、市は、賠償の責めに任じない。 （1） この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 （2） 秩序又は風俗を乱すおそれがあると認めたとき。 （3） 嶽山荘の施設又は設備をき損するおそれがあると認めたとき。 （4） その他嶽山荘の管理上支障があると認めたとき。
標準処理 期間	7日（総合支所又は支所を経由した場合は別に1日を要する。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	利用者負担金の減額又は免除
処分権者	指定管理者
根拠規定	周南市軽費老人ホーム条例第8条
基準規定	周南市軽費老人ホーム条例第8条
審査基準	周南市軽費老人ホーム条例第8条 （利用者負担金の減免） 第8条 指定管理者は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者負担金を減額し、又は免除することができる。 （1） 引き続き5日以上外泊し、給食を受けないとき。 （2） 入居者の責めに帰すべき理由によらないで居室を使用できないとき。 （3） その他指定管理者において特に必要があると認め、市長の承認を受けたとき。
標準処理 期間	7日（総合支所又は支所を経由した場合は別に1日を要する。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	高額医療合算介護予防サービス費の支給
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第61条の2第1項
基準規定	介護保険法第61条の2第1項 介護保険法施行令第29条の3
審査基準	1 介護保険法第61条の2第1項 （高額医療合算介護予防サービス費の支給） 第六十一条の二 市町村は、居宅要支援被保険者の介護予防サービス利用者負担額（前条第一項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）及び当該居宅要支援被保険者に係る健康保険法第百十五条第一項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）その他の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律に規定するこれに相当する額として政令で定める額の合計額が、著しく高額であるときは、当該居宅要支援被保険者に対し、高額医療合算介護予防サービス費を支給する。 2 介護保険法施行令第29条の3（高額医療合算介護予防サービス費） 第二十九条の三 法第六十一条の二第一項に規定する政令で定める額は、第二十二条の三第一項各号に掲げる額とする。 2 高額医療合算介護予防サービス費の支給については、第二十二条の三（第一項及び第八項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「第一号に掲げる」とあるのは、「第二号に掲げる」と、同条第三項中「同項第一号に掲げる」とあるのは、「同項第二号に掲げる」と読み替えるものとする。 3 居宅要支援被保険者が計算期間における同一の月において要介護被保険者としての期間を有する場合における前項において読み替えて準用する第二十二条の三（第一項及び第八項を除く。）の規定の適用については、前条第十項の規定を準用する。
標準処理 期間	90日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	高額介護予防サービス費の支給
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第61条第1項
基準規定	介護保険法第61条第1項 介護保険法施行令第29条の2
審査基準	介護保険法第61条第1項 介護保険法施行令第29条の2 規定は略
標準処理 期間	60日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	特定入所者介護予防サービス費の支給
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第61条の3第1項
基準規定	介護保険法第61条の3第1項 介護保険法施行規則第97条の3
審査基準	1 介護保険法第61条の3第1項 （特定入所者介護予防サービス費の支給） 第六十一条の三 市町村は、居宅要支援被保険者のうち所得の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定めるものが、次に掲げる指定介護予防サービス（以下この条及び次条第一項において「特定介護予防サービス」という。）を受けたときは、当該居宅要支援被保険者（以下この条及び次条第一項において「特定入所者」という。）に対し、当該特定介護予防サービスを行う指定介護予防サービス事業者（以下この条において「特定介護予防サービス事業者」という。）における食事の提供に要した費用及び滞在に要した費用について、特定入所者介護予防サービス費を支給する。ただし、当該特定入所者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の特定介護予防サービスを受けたときは、この限りでない。 一 介護予防短期入所生活介護 二 介護予防短期入所療養介護 2 介護保険法施行規則第97条の3 （法第六十一条の三第一項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者） 第九十七条の三 法第六十一条の三第一項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者は、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者（介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護について介護予防サービス費又は特例介護予防サービス費の支給を受ける者に限る。）とする。 一 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が特定介護予防サービス（法第六十一条の三第一項に規定する特定介護予防サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年度（当該特定介護予防サービスを受ける日の属する月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。） 二 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が特定介護予防サービスを受ける日の属する月において要保護者である者であって、当該特定介護予防サービスに係る特定入所者介護予防サービス費（法第六十一条の三第一項に規定する特定入所者介護予防サービス費をいう。以下同じ。）を支給されたとすれば、保護を必要としない状態となるもの 三 被保護者
標準処理 期間	90日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	特例特定入所者介護予防サービス費の支給
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第61条の4第1項
基準規定	介護保険法第61条の4 介護保険法施行令第29条の5
審査基準	1 介護保険法第61条の4 （特例特定入所者介護予防サービス費の支給） 第六十一条の四 市町村は、次に掲げる場合には、特定入所者に対し、特例特定入所者介護予防サービス費を支給する。 一 特定入所者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により特定介護予防サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 二 その他政令で定めるとき。 2 特例特定入所者介護予防サービス費の額は、当該食事の提供に要した費用について食費の基準費用額から食費の負担限度額を控除した額及び当該滞在に要した費用について滞在費の基準費用額から滞在費の負担限度額を控除した額の合計額を基準として、市町村が定める。 2 介護保険法施行令第29条の5 （特例特定入所者介護予防サービス費を支給する場合） 第二十九条の五 法第六十一条の四第一項第二号の政令で定めるときは、次のとおりとする。 一 特定入所者（法第六十一条の三第一項に規定する特定入所者をいう。以下この条において同じ。）が、基準該当居宅サービス（短期入所生活介護及び短期入所療養介護に係るものに限る。以下この条において同じ。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。 二 特定居宅サービス（法第六十一条の三第一項に規定する特定居宅サービスをいう。以下この条において同じ。）及び基準該当居宅サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する特定入所者が、特定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス（短期入所生活介護及び短期入所療養介護に係るものに限る。第五号において同じ。）又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 三 特定入所者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで特定居宅サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき 四 特定入所者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により基準該当居宅サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 五 第二号に規定する特定入所者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により特定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。
標準処理 期間	90日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	被保険者証の交付
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第12条
基準規定	介護保険法第10条 介護保険法施行規則第26条第1項
審査基準	1 介護保険法第10条 （資格取得の時期） 第十条 前条の規定による当該市町村が行う介護保険の被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日から、その資格を取得する。 一 当該市町村の区域内に住所を有する医療保険加入者が四十歳に達したとき。 二 四十歳以上六十五歳未満の医療保険加入者又は六十五歳以上の者が当該市町村の区域内に住所を有するに至ったとき。 三 当該市町村の区域内に住所を有する四十歳以上六十五歳未満の者が医療保険加入者となったとき。] 四 当該市町村の区域内に住所を有する者（医療保険加入者を除く。）が六十五歳に達したとき。 2 介護保険法施行規則第26条第1項 （被保険者証の交付） 第二十六条 市町村は、第一号被保険者並びに第二号被保険者（法第九条第二号に規定する被保険者をいう。以下同じ。）のうち法第二十七条第一項又は第三十二条第一項の規定による申請を行ったもの及び法第十二条第三項の規定に基づき被保険者証の交付を求めたものに対し、様式第一号による被保険者証を交付しなければならない。 2 第二号被保険者は、前項の規定により被保険者証の交付を受けようとするときは、氏名、性別、生年月日及び住所を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。この場合において、当該第二号被保険者は、医療保険各法による被保険者証（日雇特例被保険者手帳（健康保険印紙をはり付けるべき余白があるものに限る。）及び被扶養者証を含む。）、組合員証又は加入者証（以下「医療保険被保険者証等」という。）を提示するものとする。
標準処理 期間	7 日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	被保険者証の再交付及び返還
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法施行規則第27条
基準規定	介護保険法施行規則第27条
審査基準	介護保険法施行規則 第27条 第二十七条 被保険者証の交付を受けている者は、当該被保険者証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を申請しなければならない。 一 氏名、性別、生年月日及び住所 二 再交付申請の理由 2 被保険者証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その被保険者証を添えなければならない。 3 被保険者は、被保険者証の再交付を受けた後、失った被保険者証を発見したときは、直ちに、発見した被保険者証を市町村に返還しなければならない
標準処理 期間	7 日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	特定入所者の負担限度額の認定
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法施行規則第83条の6第1項;第97条の4;第172条の2
基準規定	介護保険法施行規則第83条の6第1項
審査基準	介護保険法施行規則第83条の6第1項 （特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定） ）第八十三条の六 前条の規定による市町村の認定（以下この条において「認定」という。）を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。 一 前条各号のいずれかに該当する旨 二 氏名、性別、生年月日及び住所 三 指定施設サービス等又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている場合にあっては、当該指定施設サービス等又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設の名称及び所在地 四 前号の介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所し、又は入院した年月日 五 被保険者証の番号
標準処理 期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	負担限度額認定証の再交付
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法施行規則第83条の6第7項;第97条の4;第172条の2
基準規定	介護保険法施行規則第83条の6第7項
審査基準	介護保険法施行規則第83条の6第7項 (特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定) 第83条の6第7項 要介護被保険者は、認定証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を受けなければならない。 一 氏名、性別、生年月日及び住所 二 再交付申請の理由
標準処理 期間	15日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	負担限度額及び特定負担限度額の差額の支給
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法施行規則第83条の8第1項;第97条の4;第172条の2
基準規定	介護保険法施行規則第83条の8第1項;第97条の4;第172条の2
審査基準	介護保険法施行規則第83条の8 （特定入所者の負担限度額に関する特例） 第八十三条の八 市町村は、認定証を特定介護保険施設等に提示できなかったために食事の提供に要する費用及び居住又は滞在（以下「居住等」という。）に要する費用として食費の基準費用額（法第五十一条の三第二項第一号に規定する食費の基準費用額をいう。）及び居住費の基準費用額（同項第二号に規定する居住費の基準費用額をいう。）を超えない金額を支払った要介護被保険者について、その提示できなかったことがやむを得ないものと認められる場合に、当該金額から食費の負担限度額（同項第一号に規定する食費の負担限度額をいう。第三項において同じ。）及び居住費の負担限度額（法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額をいう。第三項において同じ。）を控除した額に相当する額を特定入所者介護サービス費として支給することができる。
標準処理 期間	90日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	保険料の減免
処分権者	市長
根拠規定	介護保険法第142条
基準規定	介護保険法第142条 周南市介護保険条例第10条
審査基準	1 介護保険法第142条 （保険料の減免等） 第百四十二条 市町村は、条例で定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。 2 周南市介護保険条例第10条 （保険料の減免） 第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免する。 （1） 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。 （2） 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。 （3） 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。 （4） 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。 （5） 前各号に掲げるもののほか、特別な理由がある場合 2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。 （1） 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所 （2） 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月 （3） 減免を必要とする理由 3 第1項の規定によって保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。
標準処理 期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	保険料の徴収猶予
処分権者	市長
根拠規定	周南市介護保険条例第9条
基準規定	周南市介護保険条例第9条
審査基準	周南市介護保険条例第9条 （保険料の徴収猶予） 第9条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することにより、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6箇月以内の期間を限って徴収を猶予することができる。 （1） 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。 （2） 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。 （3） 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。 （4） 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。 （5） 前各号に掲げるもののほか、特別な理由がある場合 2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。 （1） 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所 （2） 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月 （3） 徴収猶予を必要とする理由
標準処理 期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	高齢者支援課
処分の 名称	社会福祉法人への助成
処分権者	市長
根拠規定	社会福祉法第58条第1項
基準規定	周南市社会福祉法人に対する助成に関する条例本則
審査基準	未設定理由：事案ごとに、具体的な検討を要するため一般的な基準を設定することが困難
標準処理 期間	その事例ごとに検討すべき事項若しくは考慮すべき事項が著しく多様
備考	